



新型コロナウイルス陽性者の方・濃厚接触者の方の

職場復帰に当たり

陰性証明は必要ありません

1

就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、**職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はありません。**

2

濃厚接触者についても、待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、**職場等に証明を提出する必要はありません。**

埼玉労働局特別労働相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関連した労働に関する相談はこちらまで▼



048-600-6262

受付時間：9時～17時

（土日、祝日、年末年始を除く）

埼玉県労働相談センター

賃金や労働時間、休日・休暇など労働条件に関する相談はこちらまで▼



048-830-4522

受付時間：9時～16時30分

（土日、祝日、年末年始を除く）

療養解除等について

新型コロナウイルス陽性者の方の療養期間や濃厚接触者の方の待機期間等については、こちらをご覧ください。

埼玉県HP

「ご自身や身近な人が新型コロナウイルスに感染したときの対応」▶



企業の方向けQ&A[厚生労働省]

労働者が職場復帰する際の留意点など、新型コロナウイルスに関するQ&Aが掲載されています。

厚生労働省HP

「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」▶

